

公開用

令和2年度第2回桑名市空家等対策協議会
(措置部会)
【開催記録】

桑名市役所 本庁舎4階第3会議室
令和2年11月30日(月)午後2時00分開催

【 事 項 書 】

1. 議題

- (1) 特定空家等の行政代執行について
- (2) その他

【桑名市空家等対策協議会（措置部会）委員出席名簿】

（あいうえお順・敬称略）

| 協議会(措置部会)委員 | 法告示専門分野 | 所属等 |
|------------------|---------|--------------------|
| 伊藤 隆 | 消防職員 | 桑名市消防本部予防課長 |
| 岩崎 恭典 (措置部会長) | 大学教授等 | 四日市大学 学長 総合政策学部 教授 |
| 佐野 功児 | 一級建築士 | 三重県建築士会 理事 |
| 藤原 隆 | 自治会役員 | 桑名市自治会連合会 会長 |
| 渡邊 功 | 弁護士 | 三重弁護士会 会員 |

【 開催状況 】

| 令和2年度第2回 | 委員 | 事務局 | 傍聴者 |
|----------|----|-----|------------|
| 会議出席者等人数 | 5 | 7 | 0 (非公開) |



【開催記録】

【事務局】 本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、只今から、令和2年度第2回桑名市空家等対策協議会の措置部会を開催いたします。

部会の運営上必要な司会進行役を務めます、都市整備課の眞柄でございます。どうぞよろしくお願い致します。

なお、本日の会議におきましては、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、換気のため窓を開放しておりますのでご理解いただきますようよろしくお願い致します。本日は、措置部会の委員7名中5名のご出席を頂きましたので、桑名市空家等対策協議会要綱第6条第2項の規定に基づき、会議として成立いたしております。

また、本日の措置部会は、桑名市情報公開条例第7条に規定する非公開示情報に該当する事項を含むため、非公開とさせていただきます。

会議資料につきましては、配布資料一覧によりご確認のうえ、会議中に不足や乱丁など、お気づきになられた点は、事務局までお申し付けいただきますようお願いいたします。

それでは、会議の開催に先立ちまして、西尾部長から一言ご挨拶をお願いいたします。

【西尾部長】 皆様、こんにちは、都市整備部部長の西尾です。

委員の皆様には大変お忙しい中、また、新型コロナウイルス感染症による影響が懸念される中、今年度2回目となります桑名市空家等対策協議会の措置部会にご出席を頂きまして誠に有り難うございます。

昨日、行われました桑名市長選につきましては、伊藤市長が再選されましたので引き続きよろしくお願いいたします。

本日は、前回取り上げました特定空家に対する行政代執行について、解体工事が完了しましたので事務局より報告させていただきます。

桑名市で初となる空き家の行政代執行ということで、メディア関係の問い合わせも多く、また、市民の方々からもご注目をいただいておりますので、事務手続き等に遺漏のないよう留意しているところでございます。

お集まりの委員の皆様方には、お気付きの点、ご不明な点などございましたら、遠慮なくご意見等をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様を事務局から、簡単にご紹介させていただきます。資料の委員等名簿をごらんください。五十音順でご紹介させていただきます。

伊藤委員でございます。桑名市消防本部 予防課長でいらっしゃいます。

岩崎委員でございます。四日市大学 学長でいらっしゃいます。

佐野委員でございます。三重県建築士会 理事でいらっしゃいます。

藤原委員でございます。桑名市自治会連合会 会長でいらっしゃいます。

渡部委員でございます。弁護士でいらっしゃいます。

委員の皆様方どうぞよろしくお願いいたします。

なお、法務局職員の庄司委員、桑名警察署の橋本委員におきましては、本日はご欠席となっております。

それでは、今回の措置部会は、事前に岩崎委員が部会長として指名されておりますので、同要綱第7条第5項の規定に基づき、事項書の議題から会議の進行を部会長にお願いしたいと思います。

(これより議題については非公開)

【部会長】 では、以後の進行については事務局にお返しします。

【事務局】 ありがとうございます。

以上をもちまして、桑名市空家等対策協議会の措置部会を終了いたします。
会議終了後に協議会への出席に関する事務手続きをさせていただきますので、公職の委員を除く対象の委員は、そのまましばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。委員の皆様方には、ご熱心にご審議いただき、無事終了いたしましたことに、お礼申し上げます。今後とも当協議会におきまして委員の皆様方にはご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

令和2年度第2回桑名市空家等対策協議会 (措置部会)

【配布資料一覧】

1. 事項書
2. 協議会委員等名簿
3. 令和2年度第2回桑名市空家等対策協議会（措置部会）議題資料

●議題資料

【議題（1）資料】

議題説明のスライドの写し・・・・・・・・・・・・・・・・（資料1）

行政代執行法・・・・・・・・・・・・・・・・（資料2）

【議題（2）資料】

桑名市空き家等状況調査の集計について・・・・・・・・（資料3）

令和2年度第2回桑名市空家等対策協議会 (措置部会)

日時：令和2年11月30日(月)14時00分～
場所：桑名市役所 4階 第3会議室

【 事 項 書 】

1. あいさつ

2. 議題

- (1) 特定空家等の行政代執行について
- (2) その他

令和2年度第2回桑名市空家等対策協議会【措置部会】委員等名簿

【協議会（措置部会）委員名簿】

（あいうえお順・敬称略）

| 協議会(措置部会) 委員 | 法告示専門分野 | 所属等 |
|------------------|---------|--------------------|
| 伊藤 隆 | 消防職員 | 桑名市消防本部予防課長 |
| 岩崎 恭典 (措置部会長) | 大学教授等 | 四日市大学 学長 総合政策学部 教授 |
| 佐野 功児 | 一級建築士 | 三重県建築士会 理事 |
| 庄司 日出紀 | 法務局職員 | 津地方法務局桑名支局表示登記専門官 |
| 橋本 正興 | 警察職員 | 桑名警察署生活安全課長 |
| 藤原 隆 | 自治会役員 | 桑名市自治会連合会 会長 |
| 渡邊 功 | 弁護士 | 三重県弁護士会 会員 |

【事務局職員名簿】

（R2.4.1一部改正）

| 事務局職員 | 事務局:都市整備部 都市整備課 (括弧内:ワーキング会議での役割) |
|--------|-----------------------------------|
| 西尾 英哲 | 都市整備部 部長 |
| 山下 範昭 | 〃 次長 |
| 高柳 貴久蔵 | 〃 都市整備課長 (全体幹事) |
| 眞柄 光作 | 〃 都市整備課 課長補佐兼建築指導係長 (措置班) |
| 堀田 翼 | 〃 都市整備課 建築指導係 主任 (施策班) |
| 三浪 智弘 | 〃 都市整備課 建築指導係 主任 (措置班) |
| 伊藤 潤 | 〃 都市整備課 建築指導係 主任 (施策班) |

【桑名市空家等対策協議会事務局】

〒511-8601：桑名市中央町2丁目37番地（市役所4階）桑名市都市整備部都市整備課内
連絡先【Tel：0594-24-1295、Fax：0594-23-4116、E-mail：tosiseim@city.kuwana.lg.jp】

令和 2 年度第 2 回 桑名市空家等対策協議会措置部会

特定空家等の行政代執行について



本物だこそ桑名市

令和 2 年 1 1 月 3 0 日開催（ 1 4 時 0 0 分～ ）

会場：桑名市役所 本庁舎 4 階第 3 会議室

● 議題：特定空家等の行政代執行について



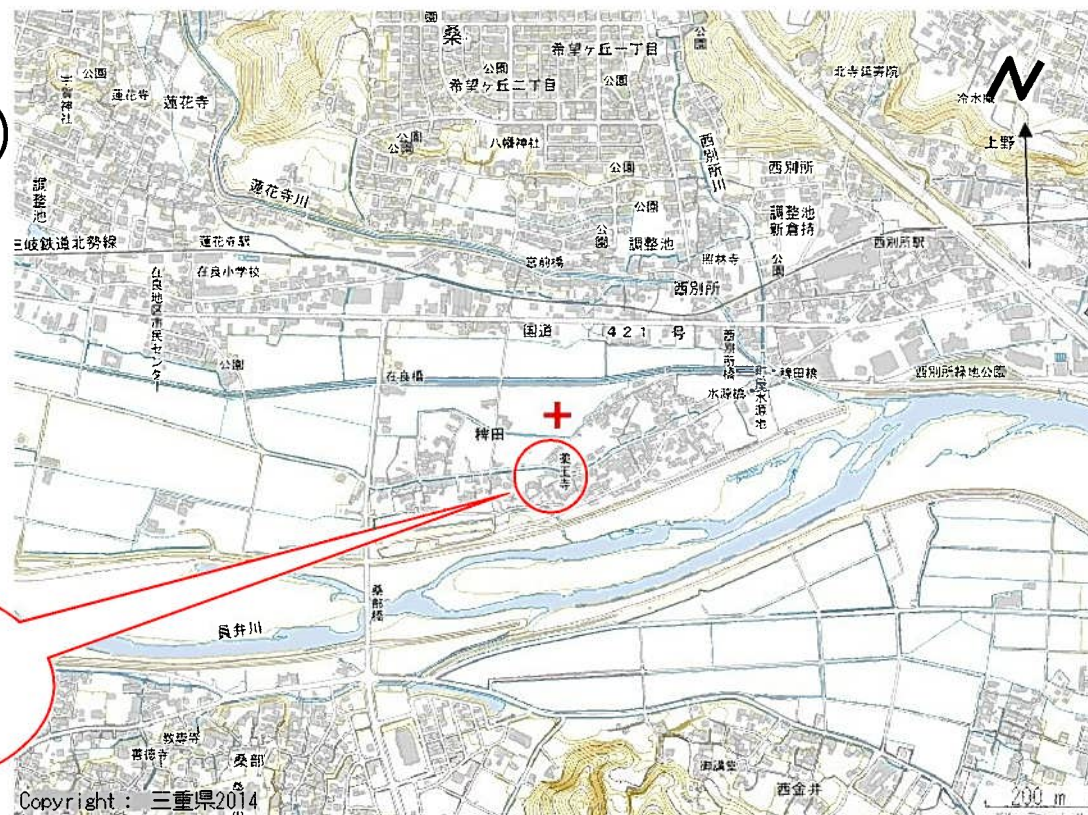
■ 特定空家等の概要

所在地：桑名市内
(市街化調整区域内)

用途：専用住宅

構造：木造

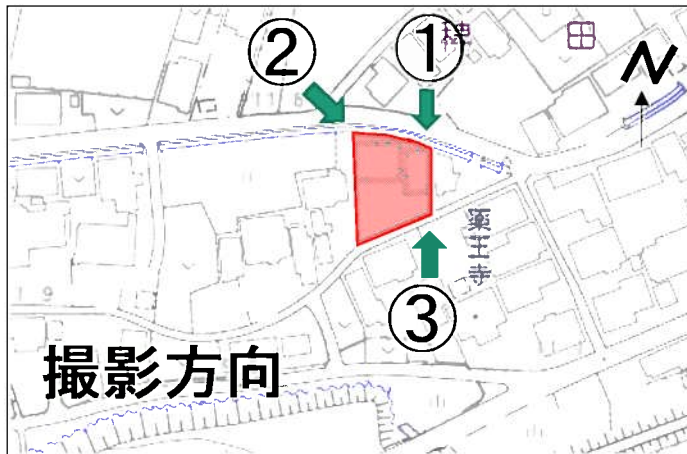
延べ床面積 188.26㎡



●議題：特定空家等の行政代執行について



■現地状況(R2.6.15)：外部



●議題：特定空家等の行政代執行について



■危険家屋としての経緯（建築基準法による対応）

■平成18年4月

- ・危険家屋として相談依頼⇒維持保全について注意喚起文書を送付
⇒配達できずに返送。所有者の住所追跡の結果不詳。

■平成27年2月

- ・危険家屋として再度相談依頼
⇒維持保全について注意喚起文書を送付（H27.3.20）
⇒配達できずに返送。
⇒所有者住所を再調査し、注意喚起文書を送付（H27.5.11）

■平成28年10月

- ・維持保全について注意喚起文書を送付（H28.10.13）
⇒配達できずに返送。
- ・所有者住所を再調査し、注意喚起文書を送付（H28.11.1）
⇒配達証明書を受理（H28.11.4）

●議題：特定空家等の行政代執行について



■特定空家等としての経緯（空家法による対応）

■平成30年10月

- ・空家法の施行により、空家等として相談依頼を受付

■平成30年11月

- ・特定空家等該当通知書及び指導書を送付（H30.11.16）

■平成31年3月

- ・是正が確認出来ないことから勧告書を送付（H31.3.18）

■令和2年6月

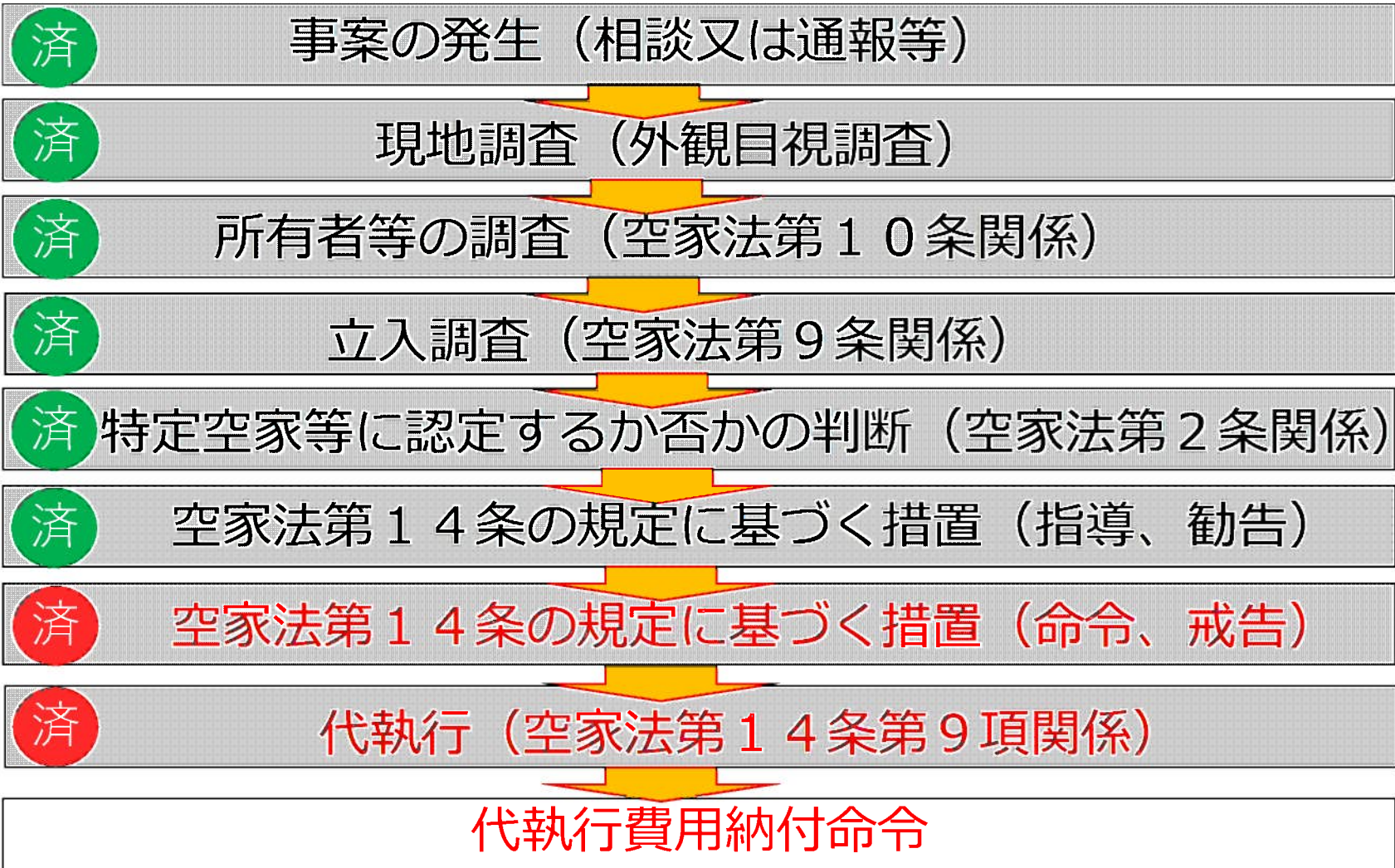
- ・自治会より、特定空家等の対応を求める要望書提出（R2.6.8）
- ・当該特定空家等が倒壊しているとの通報（R2.6.14）
- ・自治会より、特定空家等の対応を求める要望書提出（R2.6.15）
- ・近隣小学校より、倒壊した特定空家等が通学路に面しているため早急な対応を求める旨の要望書提出（R2.6.22）

2次被害が発生する前に行政代執行の手続き

●議題：特定空家等の行政代執行について



■桑名市空家等指導要綱による手順フロー



●議題：特定空家等の行政代執行について



■行政代執行の対応経過

■令和2年6月

- ・命令に係る事前の通知書を送付 (R2.6.29) ⇒配達証明書を受理

■令和2年7月

- ・空家法第14条第3項に基づく命令書を送付 (R2.7.15)

■令和2年8月

- ・行政代執行法第3条第1項に基づく戒告書を送付 (R2.8.11)
⇒建物所有者よりTELが有り、行政代執行への承諾を得る。

■令和2年9月

- ・行政代執行法第3条第2項に基づく代執行令書を送付 (R2.9.3)
- ・解体工事の発注 (R2.9.15契約)
- ・行政代執行開始宣言 (R2.9.23)

■令和2年10月

- ・解体工事完成検査 (R2.10.30)
- ・行政代執行終了宣言 (R2.10.30)

●議題：特定空家等の行政代執行について



■代執行開始宣言（R2.9.23）スケジュール

8 : 30

- 都市整備課現地集合、最終確認
- 自治会長、近隣関係者挨拶

9 : 00

- 駐車場、案内係 現地集合
- 各自作業

9 : 45

- 執行責任者による代執行可否の判断
- 関係部署集合

10 : 00

- 市長による行政代執行実施命令

10 : 05

- 執行責任者による行政代執行開始宣言
- 解体工事着手

11 : 00

- 工事関係者以外解散
- 工事関係者は現場立会、動産等確認

16 : 00

- 解体工事1日目終了 工程打合せ
- 自治会長、近隣関係者へ挨拶、帰庁

●議題：特定空家等の行政代執行について

■代執行開始宣言（R2.9.23）記録写真



ご迷惑をおかけします

家屋解体工事を
行っています

令和 2年11月13日まで

時間帯 8:30~17:00

桑名市大字稗田地内特定空家等解体工事

発注者 桑名市長 伊藤徳宇

施工者 株式会社 後藤パイピング

● 議題：特定空家等の行政代執行について



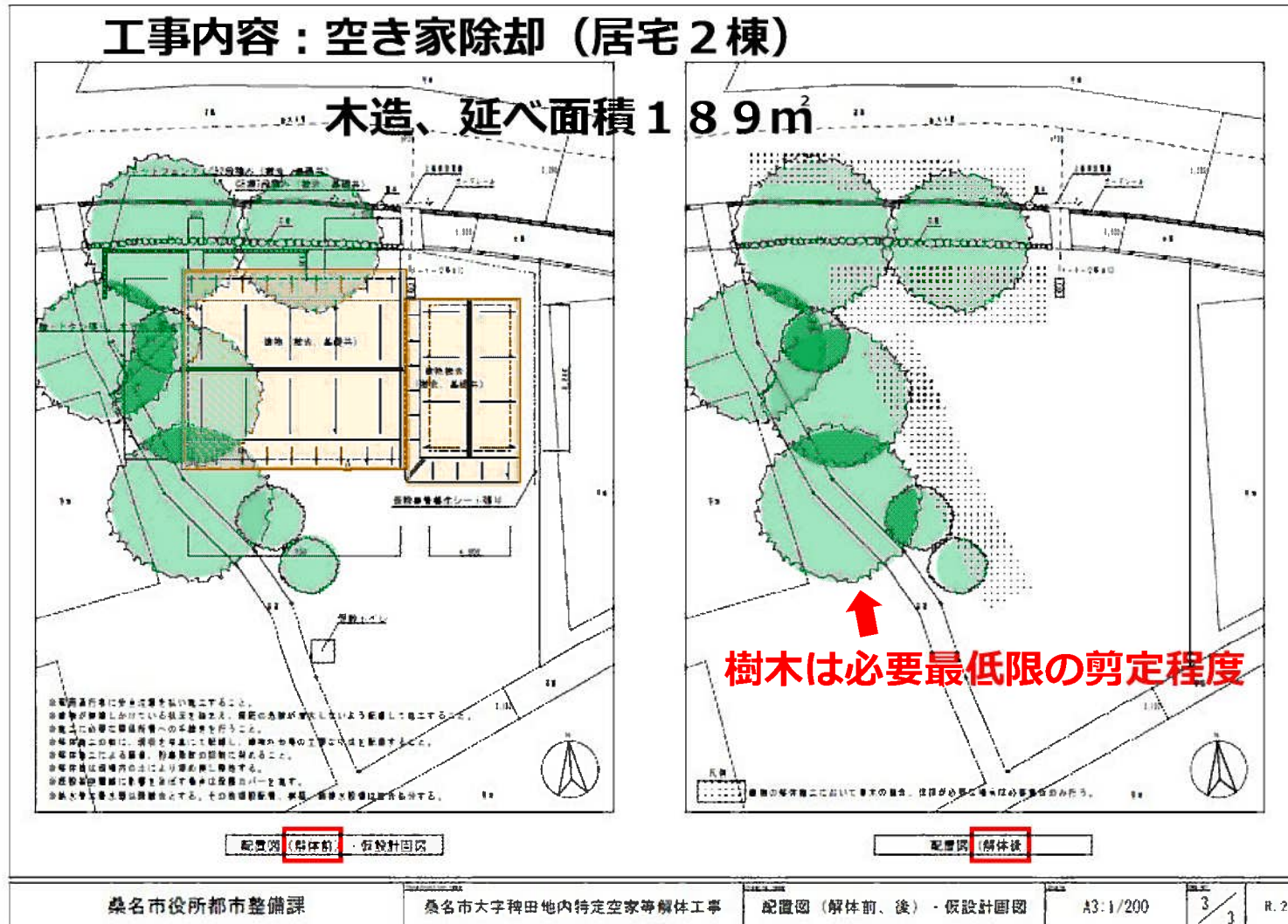
■ 代執行開始宣言後の工事着手状況



●議題：特定空家等の行政代執行について



■特定空家等の解体工事



●議題：特定空家等の行政代執行について



■解体工事施工前の状況



※建物所有者へ動産の搬出通知文書
(R2.9.3付都第397号の19)
⇒建物所有者に動産搬出の意思なし

●議題：特定空家等の行政代執行について



■解体工事施工中の状況



※解体工事中に発見された換価可能な物品等なし
⇒動産は全て廃棄処分

●議題：特定空家等の行政代執行について



■解体工事施工後の状況



- ・解体工事完成検査
(R2.10.30 10:00~)
⇒指摘事項なし



- ・代執行終了宣言
(R2.10.30 14:00~)

●議題：特定空家等の行政代執行について



■行政代執行の新聞等報道

中日新聞

新型コロナ ニュース 話題・深掘り 地元なび 紙面ビュー 投稿

香 > 三重

全壊懸念の「特定空き家」、桑名市が強制撤去へ

2020年9月9日 05時00分 (9月9日 05時00分更新) 会員限定



一部倒壊した空き家＝桑名市稗田で

全壊が懸念されている桑名市稗田の危険な「特定空き家」について、桑名市は行政代執行で所有者に代わって強制撤去する方針を、八日の市議会で示した。行政代執行による特定空き家の撤去は、県内では津市や名張市などで例があるが、桑名市では初。近く取り壊しに着手する。

全国で増え続ける空き家対策として、二〇一五年に施行された空き家対策特別措置法に基づく対応。市によると、遅くとも〇六年の時点で空き家になっており、放置すると倒壊などの恐れがあるとして一八年に特定空き家に指定した。

所有者に対して適正に管理するよう指導や監督を繰り返し、撤去も命じたが、応じてもらえなかった。今年六月には一部が倒壊し、隣の建物の外壁を損傷。近くは通学路でもあり、市民らから危険性が指摘されていた。市は、撤去費として四百九十五万円を盛り込んだ一般会計補正予算案を開会中の市議会に提出。撤去費は代執行後に所有者に請求するが、応じない場合は財産を差し押さえるという。(諏訪慧)

中日新聞WEB

ニッポンふるさとプレス

HOME ふるさと支援 ご当地グルメ 観光 コロナ

移住

🏠 > ニッポンふるさとプレスTOP > 移住 > 桑名市が空き家を行政代執行



桑名市が空き家を行政代執行

🕒 2020.09.23

🐦 Tweet 📄 Share 🍀 +1 📺 Hatena 📁 Pocket 📡 RSS 📄 feedly 📌 Pin it

空き家の増加が全国的な課題となる中、桑名市でも、倒壊のおそれのある空き家を強制的に取り壊す作業が23日から始まりました。

NHKニュースWEB

●議題：特定空家等の行政代執行について



■行政代執行の費用について

令和2年9月議会に補正予算計上

事業名：空家対策推進事業費

総事業費：4,900,000円

財 源：一般財源

※代執行に要した費用は、行政代執行法に基づき、義務者より徴収することとなる。

事業目的：

本事業は、「空家対策の推進に関する特別措置法」（以下法という）に基づいて行う行政指導のうち、特定空家の所有者に対し除却の措置を命じたが、期限までに措置を命じる見込みがないため行政代執行により除却を行うものである。

●議題：特定空家等の行政代執行について



■代執行費用の回収について

行政代執行法

第五条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。

第六条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

2 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。

3 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

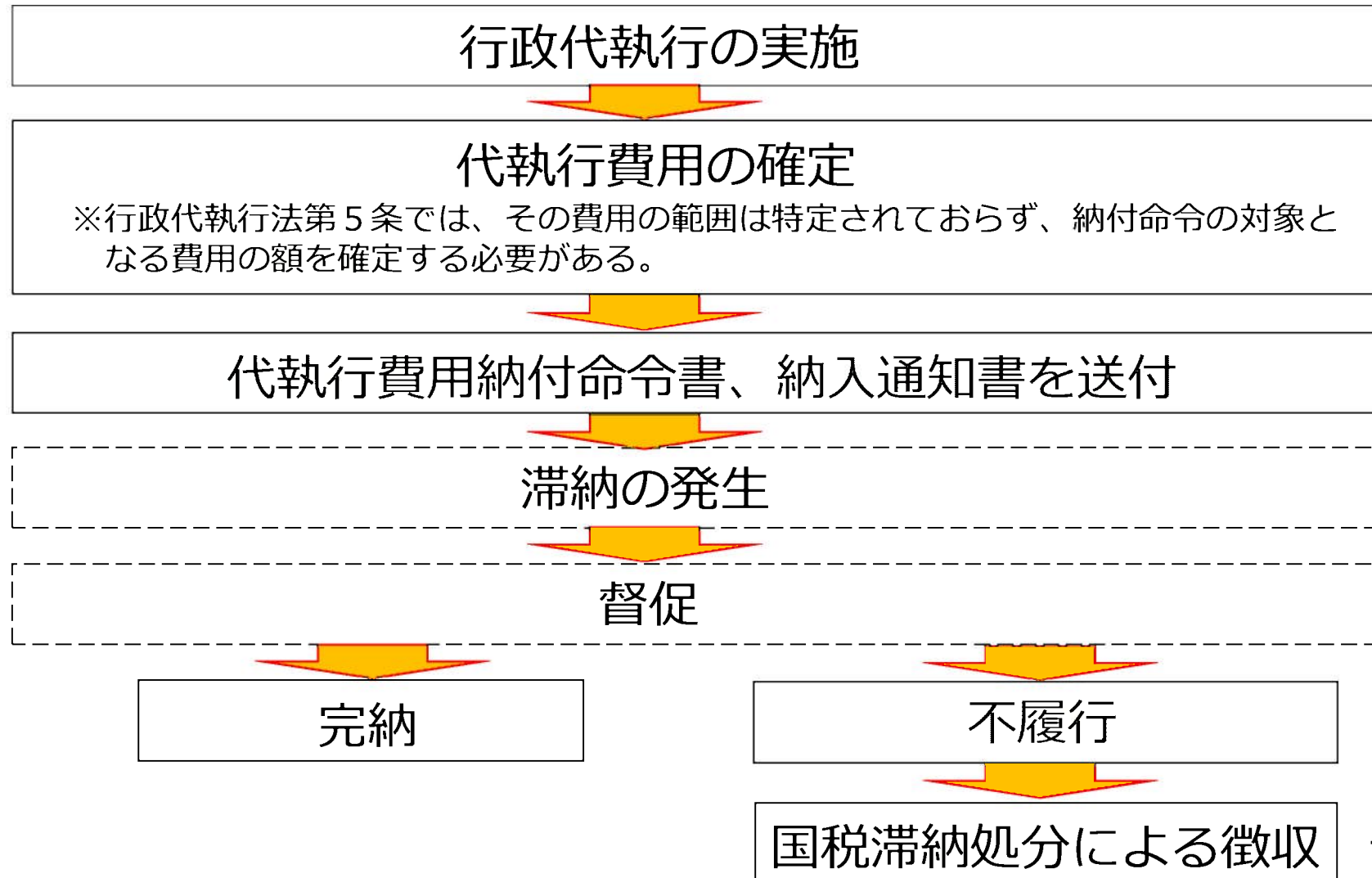
桑名市空家等指導要綱

第21条 市長は、第20条に規定にする代執行を行った場合は、代執行を受けた者に対し、代執行法第5条に基づき代執行費用納付命令書（様式第22号）により代執行に要した費用の納付を命ずるものとする。

●議題：特定空家等の行政代執行について



■代執行費用の回収フロー



●議題：特定空家等の行政代執行について



■行政代執行費用の回収事例について

| 自治体名 | 代執行費用 (万円) | 回収状況 |
|------|---------------|---------------|
| 室蘭市 | 840 | 分割納付中 |
| 豊浦町 | 170 | 検討中 |
| 川西町 | 389 | 分割納付中 |
| 柏市 | 1000 | 一部回収 |
| 品川区 | 423 | 全額回収済 |
| 板橋区 | 約2000 | 回収予定 |
| 十日町市 | ①270 ②172 | ①一部回収 ②請求中 |
| 飯塚市 | 207 | 請求中 |
| 東峰村 | 407 | 請求中 |

※表は総務省「空き家対策に関する実態調査結果報告書（平成31年1月）」より抜粋

●議題：特定空家等の行政代執行について



■行政代執行に係る関連機関との調整

■特定空家等に対する措置についての関連機関協議

- ・令和2年度第1回桑名市空家等対策ワーキング会議 (R2.6.29)
- ・令和2年度桑名市空家等対策ワーキング措置班会議 (R2.7.20)
- ・令和2年度第1回桑名市空家等対策協議会措置部会 (R2.8.3)
- ・令和2年度第1回桑名市空家等対策協議会全体会 (R2.8.3)
- ・令和2年度第2回桑名市空家等対策ワーキング会議 (R2.11.20)
- ・令和2年度第2回桑名市空家等対策協議会措置部会 (R2.11.30)

■特定空家等に対する措置についての法律相談

- ・第1回法律相談 (R2.6.19)
- ・第2回法律相談 (R2.7.2)
- ・第3回法律相談 (R2.7.14)
- ・第4回法律相談 (R2.8.18)
- ・第5回法律相談 (R2.9.15)
- ・第6回法律相談 (R2.10.20)
- ・第7回法律相談 (R2.11.17)

●議題：特定空家等の行政代執行について



(参考) 県内の特定空家等に対する代執行の状況

- ①菰野町（平成30年3月、平屋建倉庫を行政代執行で解体）
- ②名張市（平成30年7月、2階建住宅を行政代執行で解体）
- ③紀北町（平成30年11月、平屋建住宅を略式代執行で解体）
- ④伊賀市（平成30年12月、2階建住宅を略式代執行で解体）
- ⑤南伊勢町（令和元年12月、平屋建住宅を略式代執行で解体）
- ⑥津市（令和2年1月、平屋建住宅を行政代執行で解体）
- ⑦紀北町（令和2年2月、2階建住宅を行政代執行で解体）
- ⑧南伊勢町（令和2年6月、平屋建住宅を略式代執行で解体）
- ⑨桑名市（令和2年9月、平屋建住宅を行政代執行で解体）



桑名市（代執行前の特定空家等）



桑名市（代執行後）

ご清聴いただきありがとうございました



水物たごき桑名市

令和2年11月30日開催（14時00分～）

会場：桑名市役所 本庁舎 4階第3会議室

行政代執行法

(昭和二十三年五月十五日法律第四十三号)

第一条 行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。

第二条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第三条 前条の規定による処分（代執行）をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。

○2 義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。

○3 非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前二項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。

第四条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第五条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。

第六条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

○2 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。

○3 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

附 則

○1 この法律は、公布の日から起算し、三十日を経過した日から、これを施行する。

○2 行政執行法は、これを廃止する。

附 則 （昭和二六年三月三十一日法律第九五号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律中に特別の定がある場合を除く外、市町村民税に関する改正規定中法人税制に関する部分及び事業税に関する改正規定中法人の行う事業に対する事業税に対する事業税に関する部分については昭和二十六年一月一日の属する事業年度分から、その他の部分については昭和二十六年度分の地方税から適用する。

附 則 （昭和三四年四月二〇日法律第一四八号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。
（公課の先取特権の順位に関する経過措置）
- 7 第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附 則 （昭和三七年九月一五日法律第一六一号） 抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

桑名市空家等状況調査の集計について

◆ 自治会の協力による「令和元年度桑名市空き家等状況調査」の結果集計

| 現状（令和2年3月調査結果公表時集計） | | | | 各自治会の自由意見 | 課題 |
|---------------------|--------------|--------------------|---------------------|---|--|
| 調査対象 (577自治会) | 空き家等数 (1) | 管理不全 (2):(1)の内数 | 危険性あり (3):(2)の内数 | | |
| 桑名地区 | 1,800件 | 495件 | 91件 | 各自治会が抱える空き家等の問題について「危険・不安等」に関するご意見を多数いただきました。 | 本調査で2,200件を超える空き家等が存在し、特に127件の危険性のある空き家等への対応が必要です。 |
| 多度地区 | 174件 | 69件 | 16件 | | |
| 長島地区 | 251件 | 69件 | 20件 | | |
| 地区合計 | 2,225件 | 633件 | 127件 | | |

◆ 所有者等の協力による「令和2年度空き家等所有者等への状況調査」の結果集計

| 現状（令和2年11月時点の集計） | | | | 所有者等の自由意見 | 課題 |
|---|--------------------------|----------------|-----------------|--|---|
| 2,225件のうち所有者等が特定できた空き家等が調査対象 (固定資産税情報により所有者等を特定) | | | | | |
| 調査対象空家数 | 1,861件（所有者等特定できた割合83.6%） | | | 空き家等の問題について、「費用・活用等」などに関するご意見を多数いただきました。 | 本調査で71%の所有者等が市内在住者であることが判明しており、市の空き家等対策事業による対応が有効と思われる。 |
| 調査回答提出数 | 922件（宛名不明再送分含む） | | | | |
| 調査対象送付先 | 市内 | 市外三重県内 | 県外 | | |
| 送付先件数 (割合) | 1,327件 (71.3%) | 153件 (8.2%) | 381件 (20.5%) | | |

◆ 桑名市職員による「令和2年度空き家等現地状況調査」の結果集計

| 現状（令和2年11月時点の集計） | | | | | | 課題 |
|----------------------------|------------------|---------------|------------------|----------------|--------------|--|
| 2,225件のうち場所が特定できた空き家等が調査対象 | | | | | | |
| 調査対象 (地区) | 調査対象 | 空き家等ではない | 空き家等適正管理 | 空き家等管理不全 | 空き家等危険性あり | 本調査で1,700件を超える空き家等が存在しており、特に60件の危険性のある空き家等への取り組みが必要です。 |
| 桑名地区 | 1,654件 | 266件 | 1,129件 | 213件 | 46件 | |
| 多度地区 | 174件 | 8件 | 128件 | 30件 | 8件 | |
| 長島地区 | 243件 | 12件 | 157件 | 68件 | 6件 | |
| 合計 (平成29年度調査との重複件数) | 2,071件 (744件) | 286件 (72件) | 1,414件 (522件) | 311件 (133件) | 60件 (17件) | |

【参考】平成29年度空き家等現地状況調査結果

| 調査対象 (地区) | 調査対象 | 空き家等ではない | 空き家等適正管理 | 空き家等管理不全 | 空き家等危険性あり |
|--------------|--------|----------|----------|----------|-----------|
| 桑名地区 | 1,679件 | 260件 | 1,298件 | 557件 | 60件 |
| 多度地区 | 156件 | 20件 | 128件 | 80件 | 21件 |
| 長島地区 | 257件 | 22件 | 227件 | 118件 | 17件 |
| 合計 | 2,092件 | 302件 | 1,653件 | 755件 | 98件 |